

- ・ 公営住宅が地域生活を可能にし、地域移行を促進するための基盤の一つとしての役割を果たし得るものであることから、バリアフリーの観点から障害に配慮した公営住宅の数を増やすだけでなく、ユニバーサルデザインの観点から、すべての建物が障害者や高齢者が利用できる公営住宅の整備を計画的に取り組む。特に、障害者の単身者用の公営住宅の整備を促進する。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 平成3年以降に新たに整備される公営住宅については、整備基準において、バリアフリー対応構造を標準仕様としている。
- ・ また、地方公共団体が実施する公営住宅の整備事業やストック改善事業について、国は社会資本整備総合交付金による支援を行っているところ。

上記のとおり、本件については既に必要な措置を講じているところであり、引き続き、その取組みや支援を実施する。

(実施時期・検討期間)

- ・ 交付金事業については、平成17年度から実施（平成17年度～21年度：地域住宅交付金、平成22年度：社会資本整備総合交付金）。平成23年度予算において概算要求を行っているところ。

※ 平成16年以前においても、補助金事業として公営住宅の整備事業等を支援。

- ・ 公営住宅の申し込みに当たり、常時介助が必要な障害者であっても入居資格に条件を付されることなく、単身で入居申込みができる制度にする。

【国土交通省】

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 公営住宅の入居資格である同居親族要件（公営住宅法第23条第1項第1号、公営住宅法施行令第6条第1項）については、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案において、廃止されることとなっている。

(実施時期・検討期間)

- ・ 法律案を第174回国会提出、現在継続審議中。

(国土交通省)

【民間賃貸住宅利用における課題】

障害者が民間賃貸住宅を利用する際に、申込者又は同居予定者が障害者であること、バリア（障壁）を除去するための改造が必要であること、退出時の原状回復が困難であること等を理由に、入居拒否される等のトラブルが生じている。

このような状況を改善するため、以下を実施すべきである。

- ・ 障害者の利用しやすい民間住宅の建築を促進するため、バリアフリー化が進んだ良質な住宅建設に対し、補助金や金利優遇措置等を講ずるとともに、バリアフリー改修工事に係る費用助成等の施策も促進する。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ **社会資本整備総合交付金により、地方公共団体による民間住宅のバリアフリー改修補助事業について、支援を行っているところ。**
- ・ **バリアフリー改修促進税制による支援**

(実施時期・検討期間)

- ・ **平成17年度から実施（平成17年度～21年度：地域住宅交付金、平成22年度：社会資本整備総合交付金）。平成23年度予算において概算要求を行っているところ。**
- ・ **平成19年度から実施。**

(国土交通省)

- ・ 公的な家賃債務保証制度は、基本約定締結の対象戸数に比べ保証引受件数が少ないことから、利用者に対する制度の周知を図るとともに、利用しやすい仕組みづくりの在り方を検討し、より利用しやすい債務保証制度となるように必要な措置を講ずる。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ **家主1件当たり基本約定を1件締結する必要がある現行手続きを見直し、事務手続きを簡素化することを検討する。その際、基本約定の締結について、家主に対して保証制度の内容について理解を求めるための措置を講じることが必要となる。**
- ・ **また、平成21年7月に、(財)高齢者住宅財団の「家賃債務保証業務規程」を変更し、従来の債務保証の対象が障がいの程度の高い世帯に限られていたところ、障がいの程度が低い障がい者世帯も対象に追加している。これにより、民間賃貸住宅への入居のニーズが相対的に高い世帯層も保証の対象となっており、こうし**

た制度の変更等を含め、引き続き周知を図っていく。

(実施時期・検討期間)

- ・平成23年度に(財)高齢者住宅財団の家賃債務保証業務規程を変更して、制度を円滑に利用するための見直しを実施。
- ・平成23年度以降、引き続き周知を実施。

(国土交通省)

- ・住宅セーフティネット法に基づき居住支援協議会(地方公共団体や関係事業者、居住支援団体等で構成)を組織することができるが、有効に活用されていない実態を踏まえ、必要な支援を講ずる。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・居住支援協議会の活用に当たっては、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を目的に組織される居住支援協議会の立ち上げや活動を支援する事業を実施しているところ。

(実施時期・検討期間)

- ・平成22年度から実施。平成23年度予算において概算要求を行っているところ。

(国土交通省)

- ・民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するとともに、賃貸契約の申込み拒絶等、民間賃貸住宅の利用に当たり生じる問題において、差別問題が発生しないよう当面对応可能な必要な措置を取りつつ、その解決の仕組みの在り方について、差別禁止部会での議論を踏まえ、引き続き推進会議においても検討を進める。

【国土交通省】

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・民間賃貸住宅市場において入居制限が行われている等を踏まえ、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を目的に組織される居住支援協議会の立ち上げや活動を支援する事業を実施しているところ。

(実施時期・検討期間)

- ・平成22年度から実施。平成23年度予算において概算要求を行っているところ。

(国土交通省)

【グループホーム、ケアホームに関する課題】

グループホーム、ケアホームは、施設からの地域移行や保護者に依存した生活から自立するための多様な住まいの一つの形態としての役割を担っている。

しかしながら、グループホーム等の建設に当たり、周辺住民からの反対がおき、中断されることがある。障害者が入居する時に限って、地方自治体によっては法律上の根拠がないにもかかわらず事業の実施主体に地域住民から建設の了解を取るよう求める場合もあり、これについては障害者に対してだけ特別な条件を課すものではないかとの指摘もある。グループホーム等を建設するに際して、建築基準法や消防法の規制に対応できず、建築を断念せざるを得ない場合もある。

さらには、利用者に対して、居宅支援サービスの利用ができるようにすべきとの要望がある。

このような観点から、以下を実施すべきである。

- ・ 公営住宅をグループホーム等として利用が進むよう必要な措置を講ずる。

【国土交通省】

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 公営住宅をグループホーム等として利用する措置については、障害者が地域で暮らせる社会の実現に向けて有効性が認められることから、公営住宅法第45条においてその使用が認められているところである。
- ・ また、公営住宅をグループホーム等として利用するための改良工事費については、社会資本整備総合交付金事業による補助対象としているところ。
- ・ 更に、その利用促進については、「公営住宅のグループホーム事業への活用に関するマニュアルについて」（平成21年5月19日付け国住備第167号）において、公営住宅の同事業へのより一層の活用が図られるような措置を講じているところ。

上記のとおり、本件については既に必要な措置が講じているところであり、引き続き、その取組みや支援を実施する。

(実施時期・検討期間)

- ・ 交付金事業については、平成17年度から実施（平成17年度～21年度：地域住宅交付金、平成22年度：社会資本整備総合交付金）。平成23年度予算において概算要求を行っているところ。

(国土交通省)

- ・ グループホーム等における支援の在り方について、居宅支援サービス等も含め、居住者のニーズに応じた多様な支援が可能となるよう、引き続き総合福祉部会で検討する。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ グループホーム・ケアホームにおいて既に居宅支援サービスが行われており、これに加えて別の事業者から居宅支援サービスの提供を受けることとした場合、
- ・ サービスの提供に係る責任の所在が不明確となり、必要かつ十分なサービスが提供できないおそれや、事故発生時に十分な対応がなされないおそれがある
- ・ サービスを二重で受けることとなり、公費負担も二重払いになってしまうといった問題があるので、「居宅支援サービス等を含め」は削除すべきである。

(実施時期・検討期間)

- ・ グループホーム等のあり方については、現在、総合福祉部会で検討中であり、来年8月に新法の骨格提言を行うと承知している。

(厚生労働省)

- ・ グループホーム等の建設に当たって、建築基準法や消防法の基準を満たす上で必要となる設備等に対する必要な支援を講ずるとともに、既存の集合住宅等を利用した棟を一にしない形のグループホーム等の形態について、総合福祉部会における議論も踏まえつつ必要な措置を講ずる。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 前段のグループホーム等に関する建築基準法や消防法の基準を満たすための改修等については、現行の国庫補助制度において既に措置済である。
- ・ 建築基準法や消防法の規制がグループホーム等の建設抑制にならないよう必要な措置について検討すべきである。
- ・ 後段のグループホーム等の形態については、総合福祉部会で検討されているところであり、「既存の集合住宅等を利用した棟を一にしない形のグループホーム等の形態について」の必要な措置を講ずることを前提とした表現は適当ではない。

(実施時期・検討期間)

- ・ 建築基準法や消防法の基準を満たすための改修等については、既に措置済である。
- ・ グループホーム等のあり方については、現在、総合福祉部会で検討中であり、

来年8月に新法の骨格提言を行うと承知している。

(厚生労働省)

- ・ グループホーム等の建設に際し、地域住民との間に生じたトラブルについては、差別禁止部会における議論も踏まえつつ、紛争を調整する仕組みの構築等必要な措置を講ずる。

【厚生労働省】

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 事後的に地域住民との紛争を調整する仕組みを構築するよりも、事前に紛争が生じないよう地域住民の障害への理解を深める施策を重点的に実施することが重要と考えるため、以下のとおり表現を改めるべきである。

「グループホーム等の建設に際し、地域住民との間に生じたトラブルへの対応については、差別禁止部会における議論も踏まえつつ検討する。」

(実施時期・検討期間)

- ・ 内閣府に置かれた差別禁止部会における議論を踏まえ、今後、検討する。

(厚生労働省)

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害者の地域社会での生活を可能とするため、公営住宅施策においては、障害者の地域移行を促進し、また重度の障害者も含め、障害者の居住に適した住宅の提供という観点から計画的に整備し、民間住宅政策においては、民間賃貸住宅への入居の円滑化を促進するとともに、居住可能な住宅建設や容易に利用するうえで必要となる支援の措置を取るという観点から、総合的な住宅施策をとること。

(政府に求める今後の取組に関する意見)

○ (P)

(基本法改正に当たって政府に求める意見)

○ (P)

10) ユニバーサルデザイン

(推進会議の問題認識)

私たちの日常生活や社会生活は、障害者には利用できない商品やサービス、様々な社会環境に囲まれていると言っても過言ではない。

例えば、視覚障害のある人が、買い物やレストランに行くために、お金を引き出そうとしても、銀行のATMのタッチパネルを使えないし、駅の券売機も同じように使えない。ドラッグストアで風邪薬を買っても効能書きは点訳化されておらず、同時に買った胃薬も似たような容器であれば、風邪薬との違いも分からない。レストランに入ってもメニューはいちいち店員に全部読んでもらわなければ、中身が分からない。図書館で調べ物をしようとしても、点訳されている本は、ほんのわずかしかない。また、多機能トイレは誰にとっても使いやすいものになっている反面、その分利用者が増え、本当に必要な人が必要な時に使えなくなっているのではないかという指摘もある。

このように、障害者は日常生活において様々な不自由を感じていることから、障害者があらゆる分野において社会から分け隔てられることなく、日常生活や社会生活を営むことができるように、ユニバーサルデザインの普及が不可欠である。

そして、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできるというユニバーサルデザインの考え方が、単に製品だけでなく、広く、環境、計画及びサービスの設計などについても、同じくなされなければならない。

そのためには、ユニバーサルデザインに基づく製品、環境、計画及びサービスの設計がなされるための、研究開発における具体的な指針やガイドラインの策定、財政的支援、計画的普及のための措置を含む体制の整備を図ることが必要である。

さらに、ユニバーサルデザインの普及とともに、障害者の補装具など、そもそも特定のニーズに応じることが求められるものや、障害者の日常生活や社会生活にとって障壁となるものを除去するためのバリアフリーのための措置も、同時に講じられなければならない。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 製品、環境、計画及びサービスの設計などに当たっては、可能な限りすべての

人が利用できるようにするというユニバーサルデザインの理念が、施策に反映されるようにすること。

- ・ その際には、可能な限り障害当事者が参画し、その意見を踏まえたものとする
- ・ 同時に、特定のニーズに応じ、または、生活上の障壁となるものを除去するための支援機器の普及、技術開発について、必要な措置を講ずること。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 国際ルールであるISO/IEC Guide71をもとに制定したJIS Z 8071 (高齢者及び障がいのある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針)において、「アクセシブルデザイン (狭義のユニバーサルデザイン)」という概念を定義しており、その概念に基づいて、現在、包装容器の識別、消費生活用製品の凸記号表示、触知案内図など約30のJIS (日本工業規格) を制定している。
- ・ 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (以下「NEDO」という)において、福祉用具の実用化研究を行う民間企業等に公募を行い、高齢者や障害のある人等の生活の質の向上を目的として優れた創意工夫ある研究開発に対して補助 (2/3以内) を行っている。

(経済産業省)

(基本法改正に当たって政府に求める意見)

○ (P)

11) 公共的施設のバリアフリー化、並びに交通・移動の確保

(推進会議の認識)

障害者が、必要に応じて、公共的施設、交通機関等を円滑に利用できるようにすることは、あらゆる権利行使の前提であり、障害者の日常生活又は社会生活を営むうえで欠かすことのできない切実な課題である。

【国及び地方公共団体の責務と地域間格差の解消】

公共的施設のバリアフリーにおいては、一定の進展はみられるものの、地方においては、バリアフリー新法の対象となる規模以上の建築物や施設等が

大都市よりも少ないため、結果として地方における整備が進んでいない現状がある。今後の交通基本法の法案内容を視野に入れながらも、バリアフリー新法には責務の主体として「国」、「地方公共団体」及び「公共的施設を設置する事業者」が明記されていることに留意し、地方における公共施設や交通機関等のバリアフリー整備の遅れを解消することが必要である。そして、地域間格差の解消のため、整備対象施設の更なる範囲の拡大も含めた効果的な方策が実施されなければならない。

【交通計画又は市町村の基本構想策定に必要な視点】

現在、検討されている交通基本法との関連を踏まえ、国及び地方公共団体による交通計画の策定やバリアフリー新法に基づく市町村の移動等円滑化基本構想の作成・改定にあたっては、利用や移動が困難な障害者の参画を図り、その意見を尊重することが必要である。

【合理的配慮の位置づけ】

国は、公共的施設、交通機関等のバリアフリー化における最低基準を示して基盤整備を行っているところであるが、その最低基準による基盤整備をしてもなお、障害者の障害特性等によって利用や移動に制約が残る個別的事案が生じた場合には、事業者が合理的配慮の提供を適切に行うことができるよう、国及び地方公共団体は、必要な技術的又は財政的支援を講ずることが必要である。

また、公共的施設や交通機関等の利用や移動における差別事案の解決の在り方については、差別禁止部会での議論を踏まえ、引き続き推進会議においても検討を進める。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 国及び地方公共団体は、地域間格差の実情を踏まえ、切れ目のない交通手段も確保するという観点から、地方における公共施設や交通機関等のバリアフリー整備の促進をより一層計画的に推進すること。

(実施・検討にあたっての留意点)

- ・ バリアフリー化の計画的推進は、現行の障害者基本法において既に規定済

みと認識。

- ・ バリアフリー新法に基づく基本方針に定める移動等円滑化の目標は、限られた財源で最大の整備効果を得るために全国一律の基準で定めているものであり、大都市部、地方部ともに、全体として更に整備が進むよう、可能な限り対象施設の範囲を拡大することを検討しているところである。
- ・ 各地域における交通手段の連続性の確保については、地域の実情に基づき、バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基本構想において措置することが可能である。

(国土交通省)

- ・ 国及び地方公共団体における公共的施設、交通機関等の整備に関する計画の策定にあたっては、障害者の参画と意見を尊重し、当事者のニーズを適切に踏まえたものとする。

(実施・検討にあたっての留意点)

- ・ 国については、バリアフリー新法第4条において、高齢者・障害者等と協力して、その意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、移動等円滑化の促進のための施策の内容について、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨規定されている。
- ・ 地方公共団体については、同法第5条において国の施策に準じて必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨、また、市町村については、同法第25条において移動等円滑化基本構想を作成しようとするときは高齢者・障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる旨、さらに同法第26条において基本構想の作成等に関して高齢者・障害者等を含む協議会を組織できる旨、協議会において協議が調った事項についてはその結果を尊重しなければならない旨等が規定されている。
- ・ 以上により、障害者の参画等については制度的に措置されており、殊更、障害者基本法において屋上屋を重ねるような措置を講ずる必要はないと認識。

(国土交通省)

- ・ 国及び地方公共団体は、合理的配慮を確保するために必要な施策を実施

すること。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・「合理的配慮」に関しては、新たな概念であり、社会的影響が非常に大きいものと考えられるが、現段階において、その具体的内容について政府全体における議論は何ら進展しておらず、共有認識も確立されていないにも関わらず、障害者基本法の各施策分野において拙速に規定を置くことは妥当性を欠き、不相当と認識。仮に何らかの規定を置くとしても、総則における規定とすべき。

(国土交通省)

(基本法改正に当たって政府に求める意見)

○ (P)

12) 情報アクセス・コミュニケーション保障

(推進会議の認識)

基本理念で述べたように、日常生活及び社会生活において、多くの障害者が必要な言語又はコミュニケーション手段を使用することに困難を経験しているが、その問題の深刻さが省みられることは少なかった。それ故に、コミュニケーションに困難を抱える障害者が障害のない者と等しく人権が保障されるために必要な措置が講じられなければならない。

【必要とする言語及び多様なコミュニケーション手段の利用】

国及び地方公共団体は、すべての障害者に情報へのアクセスとコミュニケーションを権利として保障するため、障害者が必要とする言語の使用及びコミュニケーション手段の利用を可能にする支援の確保やそれにかかわる人材の養成等、必要な措置を講ずるべきである。

また、国及び地方公共団体は、情報通信技術を含む支援技術において、電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者が、この製品・サービスを提供するにあたって、障害者に障害のない人と平等に情報へのアクセスとコミュニケーション手段を提供できるよう、必要な措置を講じるべきである。

【災害時の情報と必要な支援の提供】

国及び地方公共団体は、自然災害や人為による災害が発生したときには、通常の生活に重大な支障が生じる、又は生命に危険が及ぶあらゆる現象に関する情報と、これらの支障や影響を回避するための情報を障害者に提供しなければならない（発生場所、規模、内容、今後の動向、避難ルート、避難場所、避難先で得られる情報保障の内容（手話通訳者の有無等）、医療や配給等の情報、交通情報など）。

また、こうした情報を一方的に伝えるだけでなく、災害時に障害者と連絡を取り、必要な支援を把握、提供しなければならない。

【情報提供における障害者の参加】

電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びにコンピューターなどの情報通信機器の製造等を行う事業者は、役務の提供並びに機器の製造等のプロセスにおいて障害者の意見を聴取する機会を設け、もって障害者の利用の便宜を図るべきである。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害者は、すべての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするため、必要な情報及びコミュニケーション手段が保障される権利を有する。
- ・ 国及び地方公共団体は、障害者が情報にアクセスし、必要とするコミュニケーション手段を使用することができるよう、必要な施策を講ずること。
- ・ 国及び地方公共団体は、災害時において、障害の特性に対応した伝達手段による緊急連絡等の必要な支援を障害者に提供及び相互に連絡できるよう必要な施策を講ずること。

（実施・検討に当たっての留意点）

- ・ 災害の発生場所、規模、内容、今後の動向、避難ルート、避難場所、避難先で得られる情報保障の内容（手話通訳者の有無等）、医療や配給等の情報、交通情報などの情報提供は、実際の災害が発生した場合には第一義的には地方公共団体において行われることとなるから、担当省庁及び地方公共団体の意見を聞くべきと考える。

(内閣府)

- ・ 現在、「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」において、都道府県警察は、防災訓練の実施、防災知識の普及並びに災害発生時における被災状況、避難措置及び交通規制等に係る情報の伝達について、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に十分配慮するものとされているほか、避難誘導に当たっても、高齢者及び障害者について可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、十分配慮するものとされている。また、緊急交通路の確保については、障害者を区別することなく、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行うものとされている。
- ・ 各自治体においても障害者を含む災害時要援護者リストが作成され、警察を含む関係機関において共有することによりこうした対応を可能とする枠組みが構築されている。

(警察庁)

- ・ 建物内で火災が発生した場合の警報については、消防法令において当該建物の関係者に音による警報が義務付けられているのみであり、また、個人の住宅においても、現在広く普及している火災警報器は、音のみによる警報となっている。そのため、聴覚障害者に対応した火災警報設備等の普及推進方策について検討する必要がある。
- 平成 22 年度より総務省消防庁において検討しており、今年度中に報告をとりまとめる予定。
- ・ 障害者への支援については、「災害時要援護者避難支援ガイドライン(H18.3)」において、行政側の情報伝達体制の整備、及び障害者の特性に配慮した情報伝達手段の確保の取り組みを進める必要性について指摘している。

(総務省消防庁)

- ・ 災害時等の情報提供については、施設等のバリアフリー化の一環として、視覚及び聴覚を通じた情報提供を行うよう誘導案内設備の整備をガイドラインに位置付け、整備を促進しているところ。

(国土交通省)

- ・ 国及び地方公共団体は、事業者が障害者に障害のない人と同等の情報を提供できるよう、必要な施策を講ずること。

(基本法改正に当たって政府に求める意見)

○ (P)

13) 文化・スポーツ

(推進会議の認識)

自由に文化・スポーツに参加し、これに貢献し、又は楽しむこと、そして、レクリエーション・余暇等を楽しむことは、障害の有無にかかわらず、すべての人の権利である。しかしながら、障害者はその機会へのアクセスを欠き、排除されることもある。また、文化やスポーツは贅沢なものであり、障害者の享受には制限があっても仕方がない、というような社会的通念もあるが、これらは変えていかなければならない。

現行の基本法には「障害者の文化的意欲を満たし、若しくは障害者に文化的意欲を起こさせ」とあるが、障害者は文化的意欲が乏しいという想定で支援しなければならないとも受け取られかねない表現になっている。むしろ、障害者が文化・スポーツ等に参加、貢献する主体であることを前提とした表現に改めるべきである。

【文化等について】

障害者が文化、余暇、レクリエーション等を享受しようとする場合に、物理的バリアのため施設やその機会を利用できない、映画の字幕など情報保障の欠如のために文化作品等を鑑賞できない、文化施設等までの交通アクセスが整備されていない等の実態があるため、障害のある人が障害のない人と同等に文化、余暇、レクリエーション等を享受できるようにする必要がある。また、障害者が芸術・文化活動等創造的な分野で活動ができるような支援や環境整備も必要である。

このような観点から、以下を実施すべきである。

- ・ 美術館や博物館における字幕や音声解説の普及、鑑賞しやすい展示方法の改善や劇場での補聴援助システム等の整備などとともに、国内の文化的

に重要な記念物及び遺跡、歴史的建造物への障害者のアクセスについて、どのような不都合が生じているかについての実態を把握し、可能な限り障害者の利用への配慮を行うなど、鑑賞しやすい環境整備が行われるように必要な支援を行う。

【文部科学省・関係省庁】

(実施・検討に当たっての留意点)

・ 博物館法第8条に定める「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(告示)(平成15年)において、設置者に対し、博物館に障害者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努めるよう促している。また、本告示については、近く改正を行う方向で検討しているところであり、その中で障害者が鑑賞しやすい環境の整備についても十分に留意して参りたい。

(実施時期・検討期間)

・ 上記告示の改正については、本年度内を目途に検討中。

(文部科学省)

(実施・検討に当たっての留意点)

・ 文化庁においては、美術館・博物館に対して、字幕や音声解説の普及という施設整備支援ではなく、観覧へのソフト面の支援を実施。
・ 文化財の性質・所在・周辺環境は個々に異なることから、統一的な調査ではなく、現状の文化財の価値を損なわない範囲でアクセスが容易となるよう、個々の文化財ごとにアクセスの改善を図っていくことが適切。

(実施時期・検討期間)

・ 美術館・博物館の観覧や、国内の文化的に重要な記念物及び遺跡、歴史的建造物への障害者のアクセスについて、可能な限り障害者の利用への配慮を行うなど、鑑賞しやすい環境整備が行われるよう支援に努めており、事例の収集を含めて今後とも引き続き必要な支援に努める。

(文化庁)

・ 第一次意見における情報バリアフリーの一環として、映画、DVDへの字幕付与等について、障害のある人に対する情報保障が行われるように必要な環境整備を図る。

【関係省庁】

(実施・検討に当たっての留意点)

映画、DVDへの字幕付与については、既に業界団体や民間企業が連携してNPO法人メディアアクセスサポートセンターを立ち上げており、同団体において「聴覚障害者用字幕」「視覚障害者用音声ガイド」などの制作、普及といった必要な措置が講じられている。

(実施時期・検討期間)

現時点では実施・検討について時期は未定だが、具体的な方策が判明次第、検討を始めることとしたい。

(経済産業省)

【スポーツについて】

障害者がスポーツを楽しもうとする場合に、物理的バリアのため施設を利用できない、精神障害を理由に施設の利用が拒否される、車椅子利用であるために一般の市民マラソン大会への参加を拒否される等の実態がある。

たとえば、スポーツへの参加資格が問われない場合、又は参加資格が必要ではあるが参加資格を満たす場合において、障害に基づいて参加が拒否されたり、合理的配慮の提供が当該競技の本質を害することがないにもかかわらず提供されないことで、参加ができないなどの差別があってはならない。

また、国際レベルの大会に出場できるアスリートであっても海外等で長期の遠征に行く際に費用の問題や職場の理解を得られないなどのために、競技を断念せざるを得ないこともある。

しかしながら、障害の有無に関わらず、スポーツに参加する機会は平等に与えられるべきであり、障害のある人も障害のない人も共にスポーツを観戦したり、参加できるようにしなければならない。

このような観点から、以下を実施すべきである。

- ・ 国又は地方公共団体は、障害者が差別なく、スポーツに参加できる機会を有することができるように、官民の施設整備やスポーツ大会等の運営に当たってバリアフリーの整備及び、合理的配慮の確保が行われるようにするなど、必要な環境整備を行い、障害者スポーツの振興を図る。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 文部科学省では、スポーツ振興を進めるに当たって、基本的に障害を持

った方とそうでない方の区別をせず、広くスポーツ振興策として取組を進めている。今後10年間のスポーツ施策の方向性をとりまとめた「スポーツ立国戦略」を本年8月にとりまとめているが、その中でも、スポーツに触れることができるようにするための機会の整備や指導者に育成についても盛り込んでいる。

なお、戦略には、特に、パラリンピアンの利用も含めたナショナルトレーニングセンターの在り方の検討、パラリンピックなどの競技性の高い障害者スポーツについての連携強化などについて、個別事項として盛り込んでいる。また、関係省庁との連絡会議を新設し、障害者スポーツも含めた総合的なスポーツ振興施策の実施を図ることとしている。

(文部科学省)

- ・ 一般の公立体育館等のバリアフリー化や備品の整備などの予算措置を講じている。

(実施時期・検討期間)

- ・ 上記のとおり、現在すでに実施しているところである。

(厚生労働省)

- ・ 国又は地方公共団体は、特に競技性の高い障害者スポーツについては、競技スポーツとしての一般への周知・理解を広め、これを育成するために財政的支援を含め必要な措置を講ずる。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 総合国際競技大会指定強化事業などの予算措置を講じている。

(実施時期・検討期間)

- ・ 上記のとおり、現在すでに実施しているところである。

(厚生労働省)

- ・ 国又は地方公共団体は、障害者がスポーツに触れる機会を増やし、スポーツを行う障害者の裾野を広げるために、障害者スポーツの指導者の育成等必要な措置を講ずる。

【文部科学省・厚生労働省】

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 各種スポーツ・レクリエーション教室の開催及び指導員の養成などの予

算措置を講じている。

(実施時期・検討期間)

- ・ 上記のとおり、現在すでに実施しているところである。

(厚生労働省)

【文化・スポーツ等のいずれにもかかわる点について】

障害者が障害のない人と同等にスポーツに参加したり、観戦を楽しんだり、又は、文化活動に参加したり、文化等を享受するためには、そもそもこれらの機会にアクセスできなければならない。

このような観点から、以下を実施すべきである。

- ・ 移動支援、身体介助、コミュニケーション支援などの福祉的支援は障害者が文化・スポーツ等を享受するために不可欠であることから、平成23年末を目途に総合福祉部会において進められている福祉的支援の在り方の検討に当たっては、こうした観点も踏まえた検討を行う。

【厚生労働省】

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 支援の確保等は施策分野ごとにそれぞれ必要な支援を検討すべき問題であり、また、運営者等による合理的配慮も行われるべきであり、すべて福祉的な支援として行われなければならないという認識は誤りである。総合福祉部会では福祉的支援の在り方全般の検討が行われているのであって、文化・スポーツに限定した支援について第二次意見に盛り込むことは不適當であり、削除すべきである。

(厚生労働省)

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害者は、文化、スポーツ、レクリエーション、余暇に参加し、これに貢献し、これらを楽しむ権利があることを確認すること。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ これらの参加を促進し支援していくことは必要と考えられるが、「権利」とは、具体的にどのような権利なのか、障害のない者の場合との関係も含めて整理が必要である。

(厚生労働省)

- ・ 障害者は文化的意欲が乏しいので意欲を喚起させなければならないとの誤解を招きかねない現行の「障害者に文化的意欲を起こさせ」という表現は用いないこととし、障害者が文化を創造し、貢献する主体であることを前提にした表現を用いること。

(政府に求める今後の取組に関する意見)

○ (P)

(基本法改正に当たって政府に求める意見)

○ (P)

14) 所得保障

(推進会議の認識)

人の生活を賄う所得は一般的には就労による所得と年金や手当などに大きく依存している。

しかし、障害者の場合、就労に関しては、障害者雇用促進法に基づく一般就労における法定雇用率自体が全体として達成されたこともなく、働く希望を有している障害者に法制度自体が応えられていない現状がある。

また、障害者自立支援法に基づく、就労継続支援B型において得られる工賃も月額平均1万3千円程度である。

さらに、障害基礎年金は、長年の労働による財産の蓄積が期待できないにもかかわらず、保険方式を原則とする年金制度においては例外的地位なるがゆえに、老齢基礎年金を基本とした給付設計となっており、障害者の生活実態を踏まえた住宅にかかる費用や障害ゆえに追加的に必要な費用を補填できる内容とはなっていない。

このような社会保障制度のなかにあつて、障害者の所得水準は総合的に極めて低い状態に置かれている。例えば、20～65歳未満の障害者は、福祉的就労を含む「仕事あり」の比率においてさえ、全就労者が77.1%に対して、障害者は58.5%にとどまっている。さらに、就労収入を含む総年間収入においても、障害者単身世帯にお

いては、男性が約174万円女性が92万円と、全就労者の収入と比較して、男性が42.5%女性が33.9%と、著しく低い水準にとどまっている（*）³。

障害者も含めてすべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するところ、以上の状況からみると障害者が単身で暮らそうとしても、日常生活に必要な所得を就労や年金によることが困難な状況に置かれていることは明白であり、逆に言えば、家族に依存するか、公的扶助に依拠した生活又は施設や病院で暮らさざるを得ない状況にあることがわかる。

【公的年金制度改革における検討】

第一次意見にあるように、多くの障害者が国民一般の所得水準に達していない現状を踏まえ、障害者が障害のない者と同等に地域社会で自立した生活を営むことができるよう政府において平成25年常会に法案提出を予定している新たな年金制度創設に向けた議論と併せて、障害者が地域社会において自立した生活を営むために必要な所得保障の在り方について、給付水準と負担、並びに稼働所得との調整の在り方を含めて検討を行うべきである。

基本法においては、地域社会で生活するに足りる所得保障の一環として、稼働所得とリンクした年金施策が取り組まれるべき旨を反映すべきである。

【無年金障害者の所得保障】

同じく、第一次意見にあるように、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情等により、障害基礎年金の支給対象から除外されている無年金障害者（20歳以前の初診日認定ができない者、国籍条項撤廃時（1982（昭和57）年）に20歳以上の在日外国人障害者等）が、現在多数存在している。

このような現状を受けて、学生無年金障害者等を福祉的措置によって救済するために設けられた「特別障害給付金」の給付対象範囲の拡大を含め、無年金障害者の困窮状態の改善を図る措置を早急に講ずるべきである。

基本法においては、地域社会で生活するに足りる所得保障の一環として、無年金障害者の救済を含みうる形で、手当などの施策が取り組まれるよう反映されねばな

³ 『障害者生活実態調査』（勝又幸子他 2008「障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究」土屋葉（2008）障害者の自立支援に向けた生活実態把握の重要性 - 「障害者生活実態調査」の結果から一季刊社会保障研究 Vol. 44 No. 2

らない。

【経済的負担等の軽減】

住宅にかかる費用や障害ゆえに追加的に必要な費用等に関して、国及び地方公共団体は、障害者の地域社会で生活する権利を促進し、その自立を支援するために、障害者及び障害者を介助する親族等の経済的負担の軽減を図らねばならない。

その中でも大きな問題として提起された「障害福祉サービス」における利用者負担の問題は、自立支援医療も含めて、応益負担を廃止することを前提に、総合福祉部会の議論を踏まえて、利用にかかる負担の在り方を引き続き検討しなければならない。

また、現行の経済的負担の軽減を図るための税制上の措置については、その有効性を検討するべきである。

公共交通機関や公共的施設の利用料等の減免については、距離等の制限を見直して日常生活に有効に機能するよう是正に努める。

さらに、これらの軽減措置において、障害種別・程度を判断基準とした医学モデル的な観点からではなく、生活の実態に基づくニーズを判断基準とする社会モデル的な観点から、その必要性が判断されるべきであり、不合理な格差はなくさなければならない。

したがって、基本法においては、国及び地方公共団体は、障害者の自立支援の観点から、障害の種別・程度にかかわらず、障害者が置かれたその生活実態に基づいて、障害者及び障害者を介助する親族の経済的負担の軽減を図るため、有効な税制上の措置、日常的に必要な公共交通機関や公共的施設の利用料等の減免だけでなく、日常生活又は社会生活上必要な住宅にかかる費用や障害ゆえに追加的に必要な費用に関しても軽減措置を図るべき旨を反映すべきである。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 地域社会で生活するに足りる所得保障の一環として、稼働所得とリンクした年金施策が行われること。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 「障害者制度改革の基本的な方向について」（平成22年6月29日閣議決定）においては、「障害者が地域において自立した生活を営むために必要な所得保障の在

り方について、給付水準と負担の在り方も含め、平成25年常会への法案提出を予定している公的年金制度の抜本的見直しと併せて検討し、平成24年内を目途にその結論を得る」とこととされており、「稼働所得とリンクした年金施策」の意味は必ずしも明らかではないが、新たな年金制度における稼働所得の扱いについては、今後、こうした議論の中で検討されることとなる。

・ 加えて、「14) 所得保障」の「推進会議の認識」に関して、次の点に留意すべきである。

・ 「障害基礎年金は、長年の労働による財産の蓄積が期待できないにもかかわらず、保険方式を原則とする年金制度においては例外的地位なるがゆえに」とあるが、現行の基礎年金は障害基礎年金も含め、社会保険方式をとっており、また、障害基礎年金は保険料納付要件を満たす限り、保険料を納めた期間の長さに関わらず、老齢基礎年金の満額以上の給付を行うものである。

(厚生労働省)

・ 地域社会で生活するに足りる所得保障の一環として、無年金障害者の救済を含みうる形で、現行規定の手当などの施策が行われること。

(実施・検討に当たっての留意点)

・ 「地域生活で生活するに足りる所得保障の一環として、無年金障害者の救済を含みうる形で、現行規定の手当などの施策が行われること」の意味するところが不明である。

なお、本年6月の閣議決定においては、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）の附則において、給付金の支給対象とならなかった在日外国人障害者等に対する福祉的措置の検討規定が設けられており、この法律附則の検討規定に基づき、立法府その他の関係者の議論を踏まえつつ検討する」とされているところである。

(厚生労働省)

・ 国及び地方公共団体は、障害者の自立支援の観点から、障害の種別・程度にかかわらず障害者の置かれた生活実態に基づいて、障害者及び障害者を介助する親族の経済的負担の軽減を図るため、有効な税制上の措置、住宅にかかる費用や障害ゆえに追加的に必要な費用等に関して軽減措置を講ずること。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・「障害の種別・程度にかかわらず」については、総則「1) 目的」の①で示したとおりである。

(厚生労働省)

(基本法改正に当たって政府に求める意見)

○ (P)

15) 政治参加

(推進会議の認識)

政治参加の問題は、投票行為、障害のある議員の議会活動、障害者の政治活動への参加、議会や政治に関する情報保障、公的活動への参加等、幅広い分野に及び、多くの課題を抱えている。

たとえば、成年被後見人は、公職選挙法における欠格条項により選挙権・被選挙権を奪われ、国や地方公共団体の関連する審議会や検討会への参画にあたって、障害の特性やニーズによる合理的配慮が行われないことによって、公的活動への参加の機会が奪われるなど、政治参加にかかわる障害に基づく制限や排除、又は欠格条項の問題は、障害に基づく差別の問題として、今後、差別禁止部会での議論を踏まえ、引き続き推進会議において検討を進めることが必要である。

選挙等に関する情報提供や投票行為にかかる環境整備については、点字及び音声による選挙公報等の発行が十分になされていないことや、政見放送において字幕、手話の付与が十分にはなされていない等、障害者が情報を得ることが困難な状況がある。また、重度の在宅障害者等が対象になる郵便投票が「自筆」を条件としていることや投票所までの又は投票所内のアクセスや必要な配慮の確保など、多くの不備が指摘されている。

【選挙等に関する情報提供と投票のための必要な体制の整備】

国及び地方公共団体は、法律の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が障害者でない者と同等に容易に必要な情報が提供され、投票することができる条件整備が必要である。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

障害者の選挙権及び被選挙権を障害のない人と平等に保障するために、障害の種別や特性に応じた必要な施策を講ずること。・ 選挙等に関する情報の提供と投票を容易にする観点から、障害の特性に配慮した必要な体制を整備すること。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 成年被後見人に係る欠格条項規定については、成年被後見人が「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」(民法第7条)と定義されていることにより設けられている制度であることから、成年被後見人制度全体について検討を経たうえで、議論がなされることが必要である。
- ・ 選挙等に関する情報の提供と投票の方法等の選挙権及び被選挙権の行使に関する事柄については、選挙の公正かつ適正な実施の確保や他の制度との整合性に配慮することが必要である。

(総務省)

(基本法改正に当たって政府に求める意見)

○ (P)

16) 司法手続

(推進会議の認識)

刑事訴訟手続や民事訴訟手続を始めとする司法手続においては、障害があるために意思表示や理解の面で制約を受けている人に対する配慮が、著しく欠けているとの指摘がある。例えば捜査段階においては、逮捕状の内容や黙秘権などについて取調べ者が一般的な説明しかしないため、障害者は何を言われているのか理解できず、有効・適切に自己防衛することができないことが多い。公訴、公判、刑の執行、拘禁施設全般にわたっても同様に、障害のある被疑者が意思表示等の面でどのような困難さをもっているかを把握、留意するという過程は全くないという指摘がある。

民事手続においても、口頭弁論手続のみならず、尋問や証拠調べ手続、さらには、判決等の手続においても、手続上での配慮があるとは言い難い。

さらに、民事訴訟手続や刑事訴訟手続等における障害者のコミュニケーション

ヨンの確保のために必要な人的、物理的支援に係る費用についても、障害のない人の場合と比較して不利益を負う状況にある。

以上のような状況を踏まえ、障害者への司法手続き上の手続的適正を確保し、もってその権利を保障するための措置を講ずることが必要である。

【司法に係る手続と必要な配慮】

国及び地方公共団体は、障害者が被疑者、被告人、受刑者等の直接の当事者の場合において、少年事件の手続き、捜査（取調べ、実況見分、逮捕等）、公判、判決、刑の執行、受刑を含む拘禁手続き、民事事件における口頭弁論、証拠調べや判決手続き等、手続き全般にわたって、障害者の特性に応じた手続き上の配慮が必要であり、そのために必要な措置を取らなければならないが、障害者が参考人、証人、裁判員、傍聴者など間接的な関わりを持つ場合においても、同様の措置が行われなければならない。

【コミュニケーション手段等の確保措置】

国及び地方公共団体は、上記手続き上の配慮、特に障害者が必要とする適切なコミュニケーション手段等を確保するための措置を講ずると同時に、これらのコミュニケーション手段等についての情報を、障害者に告知するべきである。このコミュニケーション手段等には、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳者、知的障害者等への説明者等の立会いによる情報保障を含み、司法機関としてこれらの者への研修を行うべきである。

【司法関係者に対する研修】

国及び地方公共団体は、司法手続きに係る関係職員（警察官及び刑務官を含む。）に対して、障害の理解及び必要とされる手続き上の配慮に関して、研修を行うべきである。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 司法手続において、障害者が必要とする手続き上の配慮、特に適切なコミュニケーション手段等を確保するための措置を講ずること。

（実施・検討に当たっての留意点）

・ 警察では、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第168条の2において、精神又は身体に障害のある者の取調べにおける留意事項を定めるとともに、障害種別ごとに取調べを行うに当たって留意すべき事項等について随時指導を行い、適正な捜査の推進に努めている。

・ 留置施設内における障がい者に対する適切なコミュニケーション手段等の確保については、既に手話による通訳、補聴器の使用の許可等の必要な措置が講じられている。

また、視覚障害者は、差入れにより留置施設内で点字の書籍を閲覧することもできる。

・ 被疑者を留置施設に拘禁することについては、当該被疑者の健康状態等を総合的に勘案した上で決定されることから、障がいの程度が重い被疑者については留置施設に拘禁されない選択肢もあり得るところ、すべての留置施設に一定の設備等を設けるように義務を課すことについては、慎重な検討が必要である。

（警察庁）

・（別紙1参照）

（法務省）

・ 司法手続に係る関係職員（警察官及び刑務官を含む。）に対して、障害の理解及び必要とされる手続き上の配慮に関して研修を行うこと。

（実施・検討に当たっての留意点）

・ 警察では、警察学校や警察署等の職場において、有識者による講話、手話講習、障害者施設への訪問実習等、障害の特性や障害に配慮したコミュニケーション等への理解を深める研修を行っている。また、障害のある者の取調べに関する研修を実施している。

（警察庁）

・ 1 検察庁職員に対し、これまでも各種研修において人権等に関する講義を実施してきたところであるが、ご指摘の点を踏まえ、研修内容について検討する。

2 刑務官に対しては、既に、矯正研修所及び同支所において、新採用職員

に対する初任研修課程及び幹部要員に対する任用研修課程等に属する各種研修の中で、人権問題に関する研修科目を設け、障害者を含めた被收容者に対し、人権を配慮した処遇を適切かつ効果的に行うために必要な条約や法令等の知識及び技能の習得を図っている。

刑務官は「司法手続に係る関係職員」に属するが、被收容者を処遇することを主な職務とする性質上、研修を実施する中で、処遇に密接に関わる「障害の理解」に係る部分と、「必要とされる手続き上の配慮」に係る部分とでは、取り扱われる比重に差が生じるものであることを承知おき願いたい。

(法務省)

(基本法改正に当たって政府に求める意見)

○ (P)

17) 国際協力

(推進会議の認識)

日本は、第1次及び第2次「アジア太平洋障害者の十年（1993-2002、2003-2012）の提唱国として、NGO等と協力しつつ、アジア太平洋における障害分野の国際協力に積極的に貢献してきており、諸外国からも高い評価を受けている。今後も国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）を中心に、更に積極的な役割を期待されている。さらに、アフリカや中南米での実績もあり、アジア太平洋地域を越えた広範な地域での活動を継続し、推進すべきである。日本は、障害分野での国際協力について、法的には直接的な規定を有していないが、障害者権利条約は国際協力の必要性をうたっており、障害分野における国際協力を促進するためには、基本法に、国際協力に関する取り組みを行う旨を盛り込む必要があるべきことを明記する必要がある。

また、国際協力においては、障害に特化した国際協力事業だけでなく、あらゆる国際協力事業について障害者が担い手及び受益者となりうるようアクセシビリティの確保等を重視するべきである。その際、外国政府や国際機関だけでなく、NGO等、特に障害者の組織と共同して取り組むことが重要である。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害分野における国際協力に必要な取組を行うこと。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 「国際協力」は政府開発援助以外も含む幅広い概念であるが、国際協力においても障害者の地位の向上に資するよう今後も積極的に取り組んでいく所存である。その上で、特定の分野における国際協力について、立法措置を行わずとも実施可能な取組をあえて法制化することで、国際協力の柔軟性を損なうことのないよう、具体的な条文化については、大局的観点も踏まえながら、十分慎重に検討すべきことに留意する必要がある。この点、障害者権利条約においては「各締約国の義務に影響を及ぼすものではない(第32条2)」と規定されており、同条約は、「国際協力」について法律上の義務とすることまで求めていないと考えられる。
- ・ なお、参考までに、同条約の以下の規定にも留意する必要があると考えられる。
 - ① 「必要な取組を行う」との部分に関し、同条約においては「適当かつ効果的な措置をとる(第32条1)」と規定されている。
 - ② 同様に、「外国政府、国際機関又は障害者の組織を含む民間団体との連携」との部分に関しては、「国家間において並びに適当な場合には関連のある国際的及び地域的機関並びに市民社会(特に障害者の組織)と連携して(第32条1)」と規定されている。

(外務省)

- ・ 障害分野における国際協力は、外国政府、国際機関又は障害者の組織を含む民間団体との連携により行うこと。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 同上

(外務省)

- ・ 障害分野における国際協力について、その取組の担い手及び受益者として障害者が参加できるように、国際協力事業全般のバリアフリーの促進とともに、合理的配慮の提供を確保すること。

(実施・検討に当たっての留意点)

- ・ 同上

(外務省)

(基本法改正に当たって政府に求める意見)

○ (P)

4. 推進体制

1) 組織

(推進会議の認識)

【組織】

障害者権利条約では、監視機関（モニタリング機関）について、締約国に対して、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を監視するための枠組みを自国内において維持・強化・設置することなどを要請している。

(国)

中央障害者施策推進協議会及び推進会議を発展的に改組し、障害当事者、学識経験者等で構成する審議会組織を新たに内閣府に設置すべきである。その際、当事者の意見を反映させる観点から、構成員の過半数を障害当事者とすることが必要である。

(実施・検討に当たっての留意点)

→ **委員の具体的な構成に関する規定については、委員の任命権者である内閣総理大臣の人事権とのバランスを考慮しつつ、慎重に検討する必要がある。**

他方で、現行法第 25 条第 2 項において、委員の構成については障害者の実情を踏まえた協議を行うことができるよう配慮する旨が定められており、新審議会組織の委員構成についても同規定の趣旨が引き継がれる必要があると考えている。

(内閣府)

(地方)

各都道府県及び市町村において、実態を踏まえた実効性のある都道府県障害者計画を策定し、地方においても障害者権利条約の理念を実現していくためには、地方における施策の実施状況の監視を行う権限を新たに付与するな

ど、現行の地方障害者施策推進協議会の権限を強化し、当事者の意見を反映させる観点から、その構成員の過半数を障害当事者とする必要がある。

(実施・検討に当たっての留意点)

→ **委員の任命権は、地方公共団体の長にあることから、地域主権の考え方を踏まえつつ、慎重に検討する必要がある。**

(内閣府)

また、地方における障害者施策の多くは、市町村により実施されていることから、市町村においても、地方障害者施策推進協議会の権限を強化した新たな組織を必置とすべきである。

(実施・検討に当たっての留意点)

→ **市町村のうち、政令指定都市においては、現行法上、地方障害者施策推進協議会が必置とされているところであるが、それ以外の市町村においても新たに審議会組織を必置とすることについては、地域主権の考え方を踏まえつつ、慎重に検討する必要がある。**

(内閣府)

(基本法改正に当たって政府に求める意見)

○ (P)

2) 所掌事務

(推進会議の認識)

【所掌事務】

(国)

国に置かれる審議会組織は、障害者施策の確実な実施を図るため、以下の事務を担う必要がある。

- ・ 障害者基本計画策定の際の意見具申を行うこと
- ・ 障害者に関する基本的な政策に関する調査審議を行うこと
- ・ 障害者に関する施策の実施状況を監視し、必要に応じて関係各大臣に勧告を行うこと

また、勧告が行われた場合に、関係大臣は、これに基づき講じた施策について、審議会組織に報告を行わなければならないこととすべきである。

改革集中期間内にあつては、これらに加えて、障害者制度の集中的な改革の推進のため、必要な調査審議を行うとともに、関係大臣に意見を述べられるようにすべきである。

また、調査審議を実効あるものとするため、関係各大臣に資料の提出や説明など必要な協力を求めることや、意見具申を行えるようにすることが必要である。加えて、地方における障害者施策の推進状況を的確に把握するため、地方の監視機関に対して、施策の実施状況の報告を求めることができるようにすべきである。

上記の任務を十全に果たすため、監視等の審議に当たって、必要な情報保障を含めた委員の適正な待遇の確保や必要な事務局体制の整備をすべきである。

(実施・検討に当たっての留意点)

→ 御意見を踏まえ、どのような規定の仕方がありうるか検討してまいりたい。

(内閣府)

(地方)

地方に置かれる審議会組織は、地方における障害者施策の実施を図り、権利条約の理念を実現するため、現行の事務に加えて、以下の事務を新たに担う必要がある。

- ・ 施策の実施状況の監視事務を行うこと

(実施・検討に当たっての留意点)

→ 御意見を踏まえ、どのような規定の仕方がありうるか検討してまいりたい。

(内閣府)

(基本法改正に当たって政府に求める意見)

- (P)

II. 「障害」の表記

(推進会議の認識)

【作業チームの設置】

推進会議は、「障害」の表記に関する作業チームを設置し、「障害」のほか、

「障害」、「障がい」、「チャレンジド」等の様々な見解があることを踏まえ、それぞれの表記を採用している障害者団体、地方公共団体、企業、マスメディア、学識経験者等10名から、その考え方や運用状況等についてヒアリングを行うとともに、障害団体関係者も含む一般からの意見募集を実施した。同作業チームによる報告を受けた推進会議はその報告に基づき、現時点における考え方の整理と今後の課題について検討を行い、以下のことを確認した。

【表記問題に対する結論】

「障害」の表記については、様々な主体がそれぞれの考えに基づき、様々な表記を用いており、法令等における「障害」の表記について、見解の一致をみなかった現時点において新たに特定の表記に決定することは困難であると判断せざるを得ない。

他方で、この度の様々な関係者、有識者からのヒアリング等を通じて、これまで明らかになっていなかった検討課題や論点も浮かび上がってきており、今後「障害」の表記に関する議論を進めるに当たっては、以下の観点が必要と考えられる。

- ・ 「障害（者）」の表記は、障害のある当事者（家族を含む。）のアイデンティティと密接な関係があるので、当事者がどのような呼称や表記を望んでいるかに配慮すること。
- ・ 「障害」の表記を社会モデルの観点から検討していくに当たっては、障害者権利条約における障害者（persons with disabilities）の考え方、ICF（国際生活機能分類）の障害概念、及び障害学における表記に関する議論等との整合性に配慮すること。

これらを踏まえ、法令等における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後、制度改革の集中期間内を目途に一定の結論を得ることを目指すべきである。

【今後の課題】

今後の取り組みとして、具体的には、以下の取り組みが重要であるが、そ

の際、障害は様々な障壁との相互作用によって生ずるものであるという障害者権利条約の考え方を念頭に置きつつ、それぞれの表記に関する考え方を国民に広く紹介し、各界各層の議論を喚起するとともに、その動向やそれぞれの表記の普及状況等を注視しながら、今後、更に推進会議においても検討を進め、意見集約を図っていく必要がある。

なお、表現の多様性を確保する観点から自治体等が「障碍」という表記を使いやすくするべきとの意見もあり、「碍」を常用漢字に追加するよう提言することの適否について、併せて検討すべきである。

以上を踏まえて、次のことを行うべきである。

- ・ 各種シンポジウムや障害者週間等の啓発事業を通じて、「障害」のそれぞれの表記に関する議論を紹介するとともに、幅広く様々な主体における議論を喚起していくこと。
- ・ 「障害」のそれぞれの表記の普及状況について、定期的に調査を行うなど、その把握に努めること。
- ・ 近年、国会においても「障碍」や「障がい」等の表記を挙げて、「障害」の表記の在り方に関する議論が度々なされており、このような動向も注視しつつ検討を進めること。

(P75について)

- 1 民事訴訟法においては、以下のとおり、障害を有する方が直接及び間接の参加者として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮がされており、適切なコミュニケーション手段等を確保するために必要な措置は既に講じられている。
 - (1) 障害を有する方が適切に訴訟追行をすることができるようにするという観点から設けられた制度
 - ア 障害等のため訴訟能力を有しないとされる場合には、法定代理人が訴訟を追行する（同法第31条本文参照）。
 - イ 訴訟能力を有する場合であっても、訴訟代理人を選任（同法第54条第1項）することにより、訴訟代理人を通じて適切な訴訟行為をすることが可能。
 - ウ 当事者本人が訴訟追行するに当たって、その障害等により十分な訴訟行為をすることができない場合には、裁判所の許可を得て、当事者のために法廷で陳述することができる「補佐人」とともに、裁判所に出頭することができる（同法第60条第1項）。
 - エ 耳が聞こえない方が当事者や証人等である場合には、裁判所や他の訴訟関係者と意思疎通を図り、自らの陳述等を十分にすることができるように、手話による通訳人を立ち会わせる、あるいは筆談によって陳述等をさせる等の措置をとることが可能（同法第154条第1項）。
 - (2) 障害の程度の如何を問わず、未成年者が不利益を被らないようにするとの観点から、原則として、未成年者は訴訟能力を有しないものとし（同法第28条）、法定代理人を通じて適切な訴訟追行ができるものとして（同法第31条本文）、未成年者の保護を図っている。
- 2 刑事訴訟法は、49条で「被告人は、読むことができないとき、又は目の見えないときは、公判調書の朗読を求めることができる」とし、176条で「耳の聞こえない者又は口のきけない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせることができる」とするなど、障がい者に関する規定を置いており、また、以下のとおり、捜査・公判において、障害者に対し、その障害の状況や程度に応じて様々な配慮が行われ、適切な対応がなされている。
 - (1) 捜査段階においては、まず、逮捕状により被疑者を逮捕する場合、刑事訴訟法201条1項により、被疑者に逮捕状を示さなければならないが、被疑者において、目が見えない場合や、字を読むことができない場合には、

逮捕状の記載内容をできる限り分かりやすく読み聞かせている。また、知的障害があるなどして意思疎通の困難な方の場合、その困難さの程度に応じて、記載内容をできる限り分かりやすく説明するなど適切な方法でコミュニケーションを図るなど、被疑者の障害の状況や程度に応じて適切な対応を取っている。

- (2) 取調べや実況見分においては、被疑者の年齢、境遇、性格、性別等の諸事情を考慮して適切に対応しており、例えば、知的障害があるなどして意思疎通の困難な方の場合、その困難さの程度に応じて、発問をできる限り分かりやすく行うなど適切な方法でコミュニケーションを図るなどしている。また、聴覚障がい者の場合には、必要に応じて、例えば、手話通訳者による通訳を介したり、筆談を行うなどしており、被疑者の障害の状況や程度に応じて適切な対応を取っている。
 - (3) 公判段階においても、聴覚障がい者の場合、実務上手話通訳などによる陳述がなされているほか、知的障害があるなどして意思疎通の困難な方に対する質問等の場合、発問をできる限り分かりやすくするとともに、こちらの質問等を正確に理解できているか適時確認するなどして対処している。なお、公判廷における具体的な運用は、裁判所の所管事項であることから、当省として詳細に把握しているものではないことを付言する。
- 3 傍聴者に対する措置については、憲法第82条第1項の規定の趣旨が、裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとすることにありとされ、各人が裁判所に対して傍聴することを権利として要求できることまでを認めたものではないとされていること（平成元.3.8最高裁判所大法廷判決）、傍聴人に対する配慮は裁判所の所掌に係るものと考えられることを踏まえ、被疑者・被告人に対する措置と同様に扱うことの可否について検討する必要がある。
- 4 刑事施設においては、以下のとおり、障害を有する方が必要とする手続上の配慮や適切なコミュニケーション手段等を確保する必要な措置が既に講じられている。
- (1) 福祉サービス等の申請手続に対する援助などを行うため、一部を除く刑事施設に社会福祉士や精神保健福祉士を配置している。
 - (2) 性犯罪再犯防止指導においては、知的能力に制約があり、通常の指導プログラムの実施が難しい受刑者用のプログラムを整備している。
 - (3) 被収容者の補正器具の使用について、視聴覚障害のある被収容者には、自己の眼鏡、補聴器等を使用させ、必要に応じて施設が貸与又は支給する

など、障害の程度に応じて必要な補正器具を使用させることとしている。

- (4) 受刑者には、障害の程度に応じて、当該受刑者が実施可能な刑務作業を指定するなどの配慮を講じている。
- (5) 被収容者又は外部交通の相手方が視聴覚等に障害を有するため、手話又は点字を使用して外部交通を行う場合において、その内容を確認するために費用を要したときは、その費用は国庫の負担としている。
- (6) 聴覚障害者については、職員が筆談により意思疎通を図るなどの配慮を講じている。

(法務省)

(P 3 6について)

- ・ 文部科学省としては、
 - ①平成 1 8 年の学校教育法改正により、通常の学級を含め、小・中学校等の特別支援教育を推進することを明確に規定するとともに、
 - ②就学手続についても、平成 1 4 年度より認定就学制度を導入し、
 - ③平成 1 9 年度より障害のある子どもの就学先の決定に際する保護者の意見の聴取の義務付けを行う
 など、従来よりインクルーシブな教育制度の確保に資する方向で制度改善を行ってきたところであり、平成 2 1 年 5 月 1 日現在において、就学基準に該当する子どもの約 3 割が実際には小学校に就学しているという現状に鑑みれば、「基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に就学する原則分離別学の仕組みになっている」という指摘は当たらない。

- ・ 個別分野における基本的方向と今後の進め方のうち教育分野については、現在、平成 2 2 年 6 月 2 9 日の閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」に従って、文部科学省において検討を行っている。具体的には、中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会においては、以下のような方向で議論が行われているところである。

(インクルーシブ教育システム構築に向けての特別支援教育の方向性について)

- インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)の理念とそれに向かっていく方向性に賛成。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。子どもの学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。
- 財源負担も含めた国民的合意を図りながら、大きな枠組みを改善する中で、「共に育ち、共に学ぶ」体制を求めていくべきである。

(就学相談・就学先決定の在り方について)

- 一人一人の教育的ニーズを保障する就学先を決定するため、また、本人・保護者、学校、教育委員会が円滑に合意形成を図るため、障害のある子どもの

教育相談・支援を乳幼児期を含め早期から行うことが必要。

- 就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当。その際、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図り、最終的には市町村教育委員会が決定。本人・保護者と教育委員会、学校等の意見が一致しない場合の調整の仕組みについて、今後、検討していくことが必要。
- 就学先決定後も、継続的な教育相談を行うとともに、その結果に合わせて柔軟に就学先の見直しを図り適切な支援を行っていくことが適当。

(インクルーシブ教育システム構築のための人的・物的な環境整備について)

- 発達障害も含め、特別支援教育の更なる環境整備が必要。
 - 合理的配慮については、今後、障害種ごとや、ソフト・ハードの両面から検討をしていくことが必要。
 - 教育条件の整備のためには、国及び自治体の財政的な裏付けが必要である。
- ・ 「基本法改正に当たって政府に求める意見」については、中教審の検討状況を踏まえて記述すべき。
 - ・ 「障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにする」という現行の規定は、インクルーシブな教育制度と矛盾するものではなく、表現を改める必要はない。中教審においても、インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、子どもの学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要との方向性が示されており、文部科学省としては、「障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにする」との現行の規定は適切であると考えている。
 - ・ また、就学先の決定を保護者に全面的に委ねることについては、例えば以下のような場合には、子どもの学習権を保障することが難しくなる可能性が

あり、慎重な検討が必要であると考えている。

- 就学前健診の受診や個別の教育支援計画の作成を認めないために障害の状態や教育上のニーズの把握・対応が不可能な場合など、保護者の障害受容が得られない場合
- 重度の障害等により障害のある子どもが日常的に必要な医療的ケア等の提供が学校において物理的に困難な場合
- 行動・情緒面の障害等により、他の子どもに重大な危害等が及ぶ恐れが強い場合
- 保護者の子どもに対する虐待が疑われる場合

中教審においても、

○保護者は、学校や市町村教育委員会が自分の子どもを地域で進んで受け入れてくれるという姿勢が見られないと、心を開いて就学相談をすることができない。学校や市町村教育委員会が保護者の伴走者として親身になって相談を行うことで保護者との信頼関係が生まれる。学校、市町村教育委員会は、障害のある子どもを地域で受け入れるという意識を持って就学相談・就学先決定に臨む必要がある。

○保護者は、何よりもまず、子どもの健康、学習、発達、成長という観点を最優先する立場で就学相談・就学先決定に臨む必要がある。

との方向で議論が行われているところである。

- ・ 合理的配慮の具体的内容については現時点では「障がい者制度改革推進会議」において議論されていないと認識している。そのため、「当該障害者に必要な合理的配慮を提供すること」の具体的内容が明らかではない。また、これに加えて実施すべきものとする「追加的な教職員の配置や施設・設備の整備等の条件整備を行うために計画的に必要な措置を講ずること」との関係も明らかではない。いずれにせよ、インクルーシブ教育システムについては、理念のみならず人的・物的な環境整備とセットでの議論が必要であり、同時に現下の財政状況や人材養成の現状を踏まえた現実的な議論が必要である。教職員の人件費、施設・設備費については、義務教育費国庫負担法等により、国と都道府県等が負担していることから、国・地方を通じた財政措置を行うことが必要である。

(文部科学省)

文部科学省から提出されたその他の留意点

2. 総則関係全般

「2. 総則関係」全般の記述については、例えば、「7) 国民の理解・責務」の「事業者等の責務を明らかにすること」など、具体的な内容が明らかではない部分については、各省庁から、現時点で「実施・検討に当たっての留意点」を示すことは困難である。

3. 基本的施策関係

1) 地域生活

地域生活については、第一次意見においては、以下の記述となっており、この文面からは「学校」における支援は想定されていないように見えるが、「地域生活」の語の概念が修正されたのであれば、その内容について記述する必要があるのではないかと考える。

4. 「地域生活」を可能とするための支援

すべての障害者が家族への依存から脱却し、自ら選択した地域において自立した生活を営む権利を有することを確認するとともに、その実現のために24時間介助等を含む支援制度の構築を目指す。制度の構築に当たっては、地域間格差が生じないように十分に留意する。

また、今回の第二次意見の「2. 総則関係 3) 基本理念」の【地域社会における生活の実現】の「具体的には」以降の記述の内容とも異なると思われる。

以上を踏まえると、現時点で「実施・検討に当たっての留意点」を示すことは困難である。

(P 3 2について)

- ① 「障害者が障害のない者と平等に」という表現は、「障害者」というレッテル貼りにつながりかねないので、「障害の有無にかかわらず、全ての者が」という表現にすべきと考える。
- ② 現行制度でも、労務提供の形態や報酬の労務対償性及びこれらに関連する諸要素を勘案して総合的に判断し、障害の有無に関わらず実質的な使用従属性が認められる場合は、労働基準法上の「労働者」に該当する点に留意する必要がある。
- ③ 現在の福祉的就労に従事している障害者を労働者として整理する場合には、労働契約の締結により、就業義務及び賃金支払義務その他労働関係における権利義務関係をあらかじめ明確化することが必要である（モデル労働契約の整備等）。
- ④ 労働基準法上の「労働者」に該当する障害者は、労働契約上の義務を負い、その義務に違反した場合、一定の責任を負うこととなる点についても、留意する必要がある。一方、現在の福祉的就労に従事している障害者を労働者以外の者として整理する場合には、労働契約（労働者性）の実質的な要素（就労義務及び賃金支払義務）が含まれないよう、施設と障害者の法的関係（契約関係）を設定する必要がある（「工賃」といった呼称の見直し等）。
- ⑤ 全ての障害者が労働法規の適用を受けることは、現実的には難しいと考えられ、労働法規の適用を受けるような働き方ができないが働く意欲のある障害者に対する福祉的な就労の役割を持つ分野が引き続き必要である。
- ⑥ 「生計の維持可能な賃金の確保などのために必要な支援」の実施主体や具体的な内容を明らかにしておく必要があるのではないか。

なお、「賃金」は労働の対価として使用者が労働者に支払うものとされ、最低限支払うべき額及びその支払方法（※）について最低賃金法、労働基準法においてルールが定められているが、仮に「一般労働法規」の適用を前提に、賃金補填の在り方を検討する場合には、以下のような点に留意する必要がある。

- ・国が補填する金銭を労働の対価として支払われる「賃金」と捉えてよいのかどうか。
- ・また、仮に、国が使用者ではなく障害者に対して直接金銭補填することとした場合、補填した金銭は使用者が障害者に対して直接支払うものではなく、また補填額もあわせて全額を使用者から支払うものではないため、直接払い・全額払いの原則に反しないのかどうか。
- ・また、仮に、最低賃金減額特例許可に基づき使用者から障害者に支払われる減額後の最低賃金額と一般の最低賃金額との差額を、国が障害者に対して直接又は間接に金銭補填することとした場合、最低賃金法に基づき最低賃金減額特例許可した国自らが、その許可した減額分を補填することとなり、整合性を担保できるのかどうか。

（※）通貨払い、直接払い、全額払い、毎月払い、一定期日払いの5原則

さらに、賃金補填により、同一労働同一賃金の下で、職場における補填を受ける者とそうでない者との間の公平感が失われ、モラルハザードを招くおそれがあることや、事業主が合理的配慮、職場改善等により障害者の労働能力を向上させるインセンティブを減退させてしまう懸念があること、財源のあり方のほか、障害年金を含めた所得保障の観点から、障害のない労働者との均衡にも留意しつつ、総合的な検討が必要であることに留意する必要がある。

(厚生労働省)

厚生労働省から提出されたその他の留意点

【全体について】

(1) 言葉の意味の明確化と客観化

基本法は、障害者施策についての基本となる法であり、行政や国民の責務等を明らかにするものであることから、それぞれの言葉の意味や条文の意図するところについて、あいまいな表現ではなく明確に規定されることが必要である。

例えば、「すべての障害者」、「平等の権利」、「インクルーシブ」、「合理的配慮」、「社会的不利益」、「地域社会で生活する権利」、「あらゆる差別」、「制度間格差」といった言葉が何を意味しているかや、「〇〇等」の「等」が何を指しているかについて、共通認識が持てるように条文化されないと、具体的な施策として実施することが困難となる。

(2) 具体的な実施可能性についての担保

基本法は、障害者施策についての基本となる法であることから、ここで条文化されたものについては、具体的にどのような手段によって実現していくかについて相当程度の可能性について担保されることが必要である。

具体的な実施可能性について担保されないまま、「〇〇の措置をとる」、「〇〇の責務を有する」、「〇〇を保障する」といった規定がされたとしても、これを実現することは困難である。

また、行政の財政負担を伴うものや、事業者等の負担を伴うものについては、その負担が担えるものか、負担する側の意向を踏まえた上で、規定されることが必要である。

(3) 総合福祉部会で検討中の事項や本年6月の閣議決定で示されたスケジュールに沿って検討がなされている事項についての留保

例えば、基本的施策関係の「地域生活支援」などの記述については、総合福祉部会や推進会議との合同チームで検討されている最中のものであり、これらについて、一定の結論を示すような記述がされるべきではない。

本年6月の閣議決定に沿って各省庁において検討することとされている事項についても同様である。

また、福祉サービス等の具体的なあり方については、障害者総合福祉法（仮称）等の個別法で規定されるべきものである。基本法たる法に、個別法に係る具体的な内容を記述することは不適當である。

3. 基本的施策関係

1) 地域生活支援

福祉サービス等の具体的なあり方については、障害者総合福祉法（仮称）等の個別法で規定されるべきものである。基本法たる法に、個別法に係る具体的な内容を記述することは不適當である。

2) 労働及び雇用

- ・ 「全体について」（1）で示した用語に加え、「労働施策」、「福祉施策」、「一体的展開」、「労働の権利」、「社会的事業所」、「協同組合」、「あらゆる障害」、「特定の機関」等の用語の意味について、共通認識が持てるように条文化する必要がある。
- ・ 「全体について」（2）及び（3）に加え、「労働及び雇用」で掲げられている観点については、現在、就労合同作業チームにおいて検討しており、多くの事項について未だ結論が出ていないことに加え、労働政策審議会の審議を経る必要があることから、結論的な記述を行うことは適當ではない。

4) 健康、医療

- ① 精神医療のあり方については、現在、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日閣議決定）を踏まえ、「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」において検討を開始したところであり、また、精神医療以外の医療については、合同作業チームにおいて1月以降に議論することとされている。現時点で結論的な記述を行うのは避けるべき。
- ② 「全体について」（3）にあるように、合同作業チームにおいて必ずしも具体的に議論されていないと思われる点が「推進会議の認識」として示されているのではないかと。例えば、「病床数の削減」など、現時点で結論的な記述を行うのは避けるべき。

【人権尊重の観点からの精神医療の体制整備】

「全体について」（3）にあるように、合同作業チームにおいて必ずしも具体的に議論されていないと思われる点が「推進会議の認識」として示されて

いるのではないか。例えば、「病床数の削減」など、現時点で結論的な記述を行うのは避けるべき。

- 6) 精神障害者に係る地域移行の促進と医療における適正手続の確保について
- ① 「4) 健康、医療」の①で示したとおり、精神医療については、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日閣議決定)を踏まえ、「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」において検討を開始したところであり、現時点で結論的な記述を行うのは避けるべき。
 - ② 「4) 健康、医療」の②で示したとおり、推進会議の認識の中に合同作業チームで具体的に議論されていない点が盛り込まれているのではないか。例えば、「病床数の削減」など、現時点で結論的な記述を行うのは避けるべき。
 - ③ 精神保健福祉法は、これに基づき必要な医療の提供や保健及び福祉施策が実施されているものであり、医療観察法についても、同法に基づき現に必要な医療の提供が行われている。これらの代替措置が具体的に検討されていないにもかかわらず、安易に「廃止を含め」抜本的に見直すといった方向性を打ち出すことは適当ではないと考えられ、「廃止を含め」については削除すべきである。
 - ④ 精神障害者の入院ニーズを精査した上で、病床数のあり方を議論する必要性は理解できるものの、原案の書きぶりでは、削減目標ありきで、実行可能性に対する視点が欠けているのではないか。
病床数の削減を行うとすれば、社会的入院の解消(認知症患者の方への対応)や、アウトリーチ体制の推進、急性期精神科救急医療などを含む精神科医療体制の構築、地域の受け皿の構築に関する施策の実施とセットであるべき。

7) 障害のある子ども

障害のある子どもに対して早期に適切な支援を行うためには、障害の「早期発見」という視点も不可欠ではないか。

また、「推進会議の問題認識」の【障害のある子ども及び家族への支援】について、「早期に適切な支援」という部分を、「早期に発見し早期に適切な支援」に修正すべきではないか。

4. 推進体制

国における推進体制の在り方については、その所掌範囲や権限等について、関係省庁と協議し、合意を得た上で定められるべきである。

また、「障害者に関する基本的な政策」、「障害者制度の集中的な改革」の内容、関係についても整理が必要である。

外務省から提出されたその他の留意点

2. 総則関係

1) 目的 (1パラ)

- ・「障害者を保護の客体であるとする見方から、すべての基本的人権の享有主体であるとの見方へ、考え方の根本を転換することが障害者権利条約の理念」とあるが、障害者権利条約にそのような規定はない。

2) 定義 (2パラ)

- ・「障害者の社会参加の制限や制約の原因が障害者個人にあるのではなく、機能障害(インペアメント)と社会との関係によって生じるものであるという「社会モデル」に立つ障害者権利条約」とあるが、障害者権利条約には、モデルに関する明示的規定はない。

4) 差別の禁止 (4パラ)

- ・「合理的配慮を提供しない場合も含む」とあるが、障害者権利条約においては、「合理的配慮の否定(第2条)」と規定されている。

6) 国及び地方公共団体の責務 (2パラ)

- ・「国及び地方公共団体は障害者への合理的配慮義務を有する」とあるが、これが仮に障害者権利条約に基づくのであれば、同条約においては、締約国は、「合理的配慮が提供されることを確保するためのすべての適切な措置をとる(第5条3)」と規定されている。

3. 基本的施策関係

3) 教育 (1パラ)

- ・「障害者権利条約は、障害のある子どもとない子どもが共に教育を受けるインクルーシブ教育制度の構築を求めており」とあるが、同条約の仮訳では「インクルーシブ教育」という表現は用いられていない。

教育 (9パラ)

- ・「障害者権利条約で規定しているインクルーシブ教育」とあるが、同条約の仮訳では「インクルーシブ教育」という表現は用いられていない。

4) 教育, 医療 (1パラ)

- ・「障害者権利条約の考え方を踏まえ、すべての障害者が可能な限り最高水準

の健康を享受し」とあるが、障害者権利条約を踏まえるのであれば、障害者権利条約においては、「障害者が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受（第 25 条）」と規定されている。

17) 国際協力（1パラ）

・「障害者権利条約は国際協力の必要性をうたっており、障害分野における国際協力を促進するためには、基本法に、国際協力に関する取り組みを行う旨を盛り込む必要があるべきことを明記する必要がある」とあるが、同条約においては、「国際協力及びその促進が重要であることを認識し（第 3 2 条 1）」と規定され、また「各締約国の義務に影響を及ぼすものではない（同条 2）」と規定されている。

4. 推進体制

1) 組織（1パラ）

・「障害者権利条約では、監視機関（モニタリング機関）について、締約国に対して、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を監視するための枠組みを自国内において維持・強化・設置することなどを要請している」とあるが、障害者権利条約においては、「締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み（適当な場合には、一又は二以上の独立した仕組みを含む。）を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する（第 3 3 条 2）」と規定されている。